

令和5年4月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

当協会が開催する研修会等における感染対策等の対応について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類の感染症に変更される予定であることを踏まえ、当協会が開催する研修会等の運営に際し、今後の感染対策等については下記の対応とする。

なお、今後の感染状況や国の方針等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

記

1 主催研修会における募集定員について

当面の間（夏頃まで）は、感染状況が終息していないことを踏まえ、3密回避のために定員の割り落とし（概ね会場収容定員の8割程度）を行う。

2 マスクの着用可否について

① 受講生

○「個人判断」を原則とする。

- ・講義時のマスクの着用は求めない。
- ・ただし、「グループワーク」のような近接した人同士で会話の機会がある場合は、できる限りマスクの着用を奨励する。

② 講師

○「個人判断」を原則とする。

- ・協会からマスクの着用は求めない。

③ 協会職員

○「個人判断」を原則とする。

- ・当面の間、受付担当者はマスクを着用とする。
- ・各自において健康状態の確認、咳エチケット、手洗い消毒を徹底する。

3 基本的感染対策について

- ・会場設営にあたっては、できる限り人同士の距離（空間）を確保し、適切に換気を行う。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置する。
- ・講義時使用物品（マイクなど）は、適宜消毒を実施する。
- ・マスクなしでの大声での会話はできる限り控えるようアナウンスする。

4 共催研修会等の対応について

研修時のマスクの着用や感染防止対策については、各共催団体や開催会場の対応方針に基づくこととする。

以上